

年金塾

今の私に
できること

第8回

皆さんは社会人になったとき、転職するとき、結婚や出産を迎えたときといった、さまざまなタイミングで年金について考えるかと思います。このコーナーでは、年金の仕組みや増やし方など役立つ情報を紹介し、質問者の年金に対する不安や疑問を解消していきます。

今月のテーマ
イデコ
iDeCo
(個人型確定拠出年金)

中小企業勤務の木村さん

木村さんは、地元の中小企業に就職して3年が経ちました。将来の安心のために資産を増やす方法を調べていたところ、私的年金としての「iDeCo」に興味を持ちました。その内容について勉強しようと思っています。



イラスト/坂本浩子

Q1

iDeCoとは、どのような制度でしょうか？

最近、雑誌やネット広告、銀行などで、「iDeCo」について見かけることが多く、気になっていました。この制度について教えてください。

A1

個人が任意で加入し、公的年金に上乘せして老後に備えることができる私的年金制度です。

Q2

iDeCoには、預金や投資(投資信託)などと比べて、どんなメリットがあるのでしょうか？

老後の資産形成を調べると、私的年金以外の方法もあります。iDeCoの魅力を教えてください。

A2

手厚い税制優遇制度が受けられることがメリットです。一方で、老後を支える「年金」であるからこその注意点もあります。

日本人は65歳の人の平均余命が、男性で19・57歳、女性で24・43歳となっており、65歳以降の生活が20年以上続いているとされています^注。趣味や娯楽を楽しむなど、老後により充実した生活を送るためには、自分で老後の所得を増やす必要があります。そうした資産形成の方法のひとつが、私的年金制度の「iDeCo」です。個人が任意で加入し、国民年金や厚生年金などの公的年金に上乘せする形で、老後に備えることができるものです。20歳以上60歳未満であれば基本的に誰でも加入できます。自分自身で加入申し込みを行い、掛金を拠出し、運用商品を選びます。掛金と運用益の合計

iDeCoは、老後の資産形成を目的とした年金制度なので、税制優遇措

注：平成29年簡易生命表（厚生労働省）

置が受けられます。具体的には、掛金の拠出・運用・給付それぞれの段階で税制優遇を受けられるのです。

(1) 掛金の拠出段階：拠出した掛金は全額所得控除されます。たとえば、毎月の掛金が1万円で、所得税20%・住民税10%の場合は、年間で3万6000円の所得控除が受けられます。

(2) 運用の段階：預金や投資の場合、利子や運用益は課税対象となりませんが、iDeCoの運用益は非課税です。

(3) 給付の段階：年金または一時金(金融機関によっては併用も可)という形で受け取れます。年金の場合は「公的年金等控除」を、一時金の場合は「退職所得控除」が受けられます。

ただし、留意点もあります。老後を支えるための制度なので、原則60歳までは引き出せません。また、60歳で引き出すためには、通算加入者等期間が10年以上必要であり、満たない場合は受給可能な年齢が繰り下げられます。

Q3
どうやって始めればよ
うなのでしょう？

加入から運用までの流れを知りたいです。どこに行けばよいのでしょうか。

A3
まずは、加入や運用など、あらゆる段階で窓口となる「運営管理機関」(金融機関など)を選ぶところから始めてみましょう。

運営管理機関は加入手続きのほか、iDeCoの基本的な仕組みや運用商品の説明、選定を行ってくれます。

運営管理機関ごとに、取り扱う「運用商品」や「手数料」、「サービス」はさまざまです。運用したい商品があるか、口座にかかる管理手数料はいくらかかなど、コールセンターやウェブサイトを使って調べてみましょう。

運営管理機関が決まったら、その次に、掛金額の設定や、運用商品の配分(掛金の何%をどの商品に振り分けるかの比率)を考えます。拠出できる掛金の上限は、加入区分によって異なるので、事前に確認をしておきましょう(図表)。

運営管理機関が選定・提示する商品のなかから、リスクをどれくらい許容できるかなど自分の運用方針を定めたいうえで商品を検討し、自由に組み合わせる運用します。

定期的に運営管理機関のウェブサイトやお知らせ等で運用状況を確認し、必要に応じて運用商品の変更も検討しましょう。

図表 iDeCoに拠出できる上限額

(第2号被保険者) 会社員・公務員等					
(第1号被保険者) 自営業者など	会社に企業年金がない会社員	企業型DC(企業型確定拠出年金)に加入している会社員	DB(確定給付年金)と企業型DCに加入している会社員	DBのみに加入している会社員	公務員等
月額6.8万円 (年額81.6万円) (注)	月額2.3万円 (年額27.6万円)	月額2.0万円 (年額24.0万円)	月額1.2万円 (年額14.4万円)		(第3号被保険者) 第2号被保険者の被扶養配偶者 月額2.3万円 (年額27.6万円)

(注)：国民年金基金の掛金、または国民年金の付加保険料を納付している場合は、それらの額を控除した額



以前から、老後のために何かを始めなければいけないと考えていました。まずは、iDeCoのいろいろな運営管理機関を調べてみようと思います！今のうちから自分のライフスタイルに合った資産運用を始めておけば、老後に趣味を楽しむ余裕もできるのではないかと、わくわくしています。

※運営管理機関の一覧は、iDeCoの公式サイトで確認できます。

<https://www.ideco-koushiki.jp/operations/>

